

令和3年1月13日から日本での水際対策が強化され、日本人・外国人問わず出国前72時間以内のPCR検査陰性証明書が必要です。ハバロフスク市内及びイルクーツク市内でPCR検査を受検でき、且つ厚生労働省所定のフォーマットを利用できる医療機関をご参考までに案内させていただきます。

検査機関名【現地語】	住所	電話番号	検査機関WEB	検査証明を発行する検査手法						発行可能な証明書言語	その他	
				核酸増幅検査 real time RT-PCR法		核酸増幅検査 LAMP法		抗原定量検査 CELIA				
				鼻咽頭ぬぐい液	唾液	鼻咽頭ぬぐい液	唾液	鼻咽頭ぬぐい液	唾液			
Клиника «Вивея» クリニック《ビベエヤ》	г.Хабаровск, ул. Запарина, 83	+7(4212)454-111	<a href="http://viveva.med/">http://viveva.med/</a>	○							ロシア語及び英語 ※厚生労働省所定の フォーマットあり	電話での要事前予約 当日発行可能(要相談)
Клиника «Архимед» クリニック《アルヒメート》	ハバロフスク空港内 (国内線1階)	+7 914 371 83 22	<a href="http://www.airkhy.ru/index.php?option=com_content&amp;view=article&amp;id=870&amp;Itemid=116&amp;la">http://www.airkhy.ru/index.php?option=com_content&amp;view=article&amp;id=870&amp;Itemid=116&amp;la</a>			○					ロシア語及び英語 ※厚生労働省所定の フォーマットあり	ネットでの要事前予約 当日発行可能(要相談)
Центр инновационной медицины ツェントル インナヴァツィオンナイ メディツィンヌイ	г. Иркутск, ул. Карла-Маркса, 3	8-902-5-144-199	<a href="http://cim38.ru/">http://cim38.ru/</a>	○							ロシア語及び英語 ※厚生労働省所定の フォーマットあり	電話又はネットでの要事前予約 翌日発行(要相談)
Иркутский диагностический центр イルクーツキー ディアグノスティ チスキイ ツェントル	г. Иркутск, ул. Байкальская, 109	+7 (3952)259 777	<a href="https://www.idc.ru/">https://www.idc.ru/</a>	○							ロシア語及び英語 ※厚生労働省所定の フォーマットあり	電話又はネットでの要事前予約 翌日発行(要相談)

1、1月8日の緊急事態宣言発出に伴い、我が国水際対策措置が強化され、1月13日午前0時(日本時間)以降に一時帰国・帰国のため日本に入国する日本国籍者に対しても、新たに、出国前72時間以内に受検したPCR検査陰性証明書の提出を求める決定がなされました。

つきましては、日本に一時帰国・帰国予定の方は、ロシア出国前72時間以内に受検したPCR陰性証明書を取得願います。

(水際対策強化に係る新たな措置)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

2、下記URL(厚生労働省所定のフォーマット)にもありますように、我が国が求める採取検体は「鼻咽頭ぬぐい液(Nasopharyngeal Swab)」又は「唾液(Saliva)」に限られており、「鼻腔(Nasal Swab)」・「咽頭(Throat Swab)」のうちひとつのみでは水準を満たしていませんのでご注意ください。

また、検査証明書の形式(フォーマット)についても必要情報が定められておりますのでご注意ください。

なお、陰性証明書は英語又は英語併記で記載されたものが必要となりますが(ロシア語のみで記載されたものは不可)、原本である必要はありませんので、メールで送信されてきた陰性証明書を印刷のうえご持参いただくことで問題ありません。日本人帰国者を含むすべての入国者に対して求められている出国前検査証明に関して、出国時の搭乗手続や本邦入国時の検疫において、検査証明の有効性をめぐり様々なトラブルや混乱が生じています。また、今般、入国時の検疫における出国前検査証明の確認が厳格化されたことに伴い、出国時や本邦入国時における問題を避けるため、厚生労働省所定のフォーマットを利用して検査証明を取得することが推奨されます。

今般の出国前検査証明の確認の厳格化以降でも、厚生労働省所定のフォーマットでない任意のフォーマットのご利用も妨げられませんが、任意のフォーマットによる検査証明を取得する場合には、航空機の搭乗時及び本邦入国時に検査証明の内容を確認するために長い時間を要することがあり得るほか、場合によっては、搭乗拒否や検疫法に基づき入国が認められないおそれがありますことをあらかじめ御理解ください。

3、厚生労働省所定のフォーマットは、これまでは日英語版のみでしたが、このたびロシア語版フォーマットのご利用が可能になりました。日英語版及び露英語版フォーマットは、以下の厚生労働省ホームページに掲載されていますのでご活用ください。また検査証明の発行後に御自身でも念のため記載内容に漏れや日付の誤り等がないかを確認して下さい。

日英語版フォーマット

<https://www.mhlw.go.jp/content/000769988.pdf>

露英語版フォーマット

<https://www.mhlw.go.jp/content/000769796.pdf>

4、スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用

検疫所に提出する誓約書の誓約事項を実施するため、位置情報を提示するために必要なアプリ等を利用できるスマートフォンの携行が必要です。関連アプリのインストールのために必要なOSバージョンは、iPhone端末でiOS 13.5以上、Android端末でAndroid 6.0以上と指定されています。日本到着後に、バージョンが古いためアプリをインストールできないトラブルも発生しています。詳細については以下をご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00250.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html)

5、現在ロシア極東においては、ウラジオストク経由でしか日本に渡航できないため、同空港付近の医療検査施設についてもご参考までに案内させていただきます。

ウラジオストク【在ウラジオストク日本国総領事館による情報】

【医療機関】

1)名称:アスクレピイ(А С К Л Е П И Й :ウラジオストク国際空港内)

住所:ウラジオストク国際空港内

電話:+7(423)230-69-09

WEBアドレス:<https://vvo.aero/passengers/services/test-na-covid-19/>

証明書言語:ロシア語、英語

2)名称:アスクレピイ(А С К Л Е П И Й)

住所:ウラジオストク市ガマルニカ通り3B

電話:+7(423)279-00-00

WEBアドレス:<https://asklepiy-dv.ru/sdat-analiz-na-koronavirus-vo-vladivostoke/>

証明書言語:ロシア語、英語

3)名称:サナス(С А Н А С)

住所:ウラジオストク市ストレロチナヤ通り2a

電話:+7(423)260-60-60

WEBアドレス:<https://sanas.ru/pcr/>

証明書言語:ロシア語、英語

上記掲載情報は、医療機関の都合により変更となる場合があります。検査を受けられる際には、営業時間、予約の有無、検査方法、検査結果を得られるまでにかかる日数及び英語での証明書発給の可否について、必ずご自身で確認願います。